○艦船等の塗粧及び着標に関する達

昭和44年10月17日
海上自衛隊達第55号

改正　昭和53年１月25日　海上自衛隊達第２号〔第１次改正〕

昭和53年６月30日　海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達33条による改正〕

昭和54年４月18日　海上自衛隊達第13号〔第２次改正〕

昭和55年３月13日　海上自衛隊達第６号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達29条による改正〕

昭和56年２月10日　海上自衛隊達第７号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達44条による改正〕

昭和57年８月10日　海上自衛隊達第25号〔第３次改正〕

昭和61年３月15日　海上自衛隊達第３号〔第４次改正〕

平成元年３月24日　海上自衛隊達第15号〔第５次改正〕

平成２年４月24日　海上自衛隊達第11号〔第６次改正〕

平成４年11月19日　海上自衛隊達第34号〔第７次改正〕

平成８年６月19日　海上自衛隊達第20号〔第８次改正〕

平成12年３月３日　海上自衛隊達第４号〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

平成16年４月６日　海上自衛隊達第11号〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

平成21年２月27日　海上自衛隊達第１号〔第９次改正〕

平成27年11月27日　海上自衛隊達第39号（海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達29条による改正〕

令和元年11月28日　海上自衛隊達第17号〔第10次改正〕

海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令（昭和32年海上自衛隊訓令第35号）第３条、第４条第２項及び第３項、第５条第２項、第７条第１項、第10条、第11条第２項、第12条並びに第14条の規定に基づき、艦船等の塗粧及び着標に関する達を次のように定める。

艦船等の塗粧及び着標に関する達

（趣旨）

第１条　この達は、海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関し必要な事項を定めるものとする。

（塗料）

第２条　艦船等に使用する塗料の色相、明度及び彩度は、別表第１のとおりとする。

（煙突頂部等の塗粧の範囲及び塗色）

第３条　海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令（昭和３２年海上自衛隊訓令第３５号。以下「訓令」という。）第４条第２項に規定する煙突頂部（自衛艦（砕氷艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇に限る。）及び支援船に限る。）の塗粧の範囲は、煙突頂部の先端から煙突の直径（煙突の形状が円形でない場合は、長径と短径の和の２分の１の長さとする。以下同じ。）の３分の１の長さの範囲を標準とする。ただし、煙突の全長が直径の２倍に満たない場合は、煙突頂部の先端から煙突の全長の６分の１の長さの範囲とする。

２　前項に規定する範囲の塗色は、黒色とする。

（げん灯台隔板内側の塗色）

第４条　げん灯台隔板内側の塗色は、黒色（つや消し）とする。

（区画の範囲及び船体内部の塗色）

第５条　居住及び休養のための区画（以下「居住、休養区画」という。）、事務のための区画（以下「事務区画」という。）、作業のための区画（以下「作業区画」という。）、衛生のための区画（以下「衛生区画」という。）及びその他の区画の範囲並びにその壁面の塗色は、別表第４のとおりとする。

２　船体内部の甲板及び天井の塗色は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる色を標準とする。

（１）　甲板の塗色は、暗青色（漏光防止上必要がある場合、黒色）とする。ただし、全面に敷物を敷く場合又は床材塗布、その他床面に加工をする場合は、当該敷物、床材塗布材料又は床面加工材料の色によることができる。

（２）　天井の塗色は、白色とする。ただし、CIC、作戦室、ソーナー室（潜水艦（練習潜水艦を含む。別表第11第２項を除き、以下同じ。）のソーナー室を除く。）、対潜指揮室及び漏光防止を必要とする通路等並びに潜水艦（士官室を除く。）については、壁面の塗色と同一とし、艦橋については、機器等が発する光の反射を防止する必要がある場合は、海上幕僚長の承認を得て黒色（つや無し）とすることができる。

（すそ塗）

第６条　艦船（カツター及び伝馬船を除く。）の船体内部の壁面の下部には、すそ塗を施すものとし、その塗色は甲板と同色とする。

２　前項のすそ塗すべき部分の高さは、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める高さを標準とする。ただし、小型の艦船でこの標準により難いものについては、この限りでない。

（１）　住居、休養区画、事務区画及びその他の区画のうち通路等150ミリメートル

（２）　作業区画（第３号及び第４号に規定する作業区画を除く。）及び衛生区画 300ミリメートルから600ミリメートルまで

（３）　潜水艦以外の艦船の作業区画のうち、機械室、ボイラ室、補機室、発電機室、冷凍（冷房）機室、洗濯室及びポンプ室等 600ミリメートルから1,200ミリメートルまで

（４）　潜水艦の作業区画のうち、機械室、補機室、電動機室及び冷却機室 150ミリメートルから300ミリメートルまで

（機械類等の塗色）

第７条　機械、機器、家具及び武器等の塗色は、別表第５のとおりとする。ただし、船体外部から見通しの場所にあるものについては、船体外部の塗色と同一とする。

（船体内部の塗粧の省略）

第８条　第５条、第６条及び前条の規定にかかわらず、船体内部のメツキ部、ステンレス鋼部、アルミニウム合金部、銅系金属部及び木部は、塗粧しないことができる。

（識別色帯）

第９条　諸管系には、次の各号に掲げるところにより識別色帯を施するものとする。

（１）　識別色帯の種類は、別表第６のとおりとする。

（２）　塗色の場所は、原動機の付け根、諸タンクの管取付部及び区画貫通部の前後において最も見えやすい位置とする。

（３）　塗色の範囲は、全周（見えない部分を除く。）とする。

（４）　色帯の幅及び間隔は、直径の３分の１を標準とする。ただし、直径75ミリメートル以上の管に対しては、25ミリメートルを標準とする。

（５）　管内流体の流れ方向を色帯と同色の矢印で表し、必要と認める場合は、用途又は行先区画を標記するものとする。

（標識塗色）

第10条　次の各号に掲げる諸装置には、標識として赤色（第16号の装置にあつては黄色、第18号の部分にあつては白色）で塗粧するものとする。

（１）　防御扉ふた締付要具

（２）　応急電線接続用レンチ

（３）　消火栓及びこれに関係ある要具

（４）　通風管等のドレンコツク

（５）　閉鎖標識Ｚの弁のハンドル

（６）　弾火薬庫注散水弁及びその元弁より先端にある閉鎖標識Wの弁ハンドル

（７）　防御扉ふた開閉器

（８）　軽質油管及びタンクの表面部分

（９）　主蒸気隔壁弁応急遮断ハンドル（上甲板及び機械室内操縦室）

（10）　重油噴射ポンプ蒸気弁（上甲板）

（11）　ボイラ安全ハンドル（上甲板）

（12）　ボイラ室蒸気吸入孔閉鎖ハンドル（上甲板）

（13）　大排水弁ハンドル（上甲板）

（14）　重油重力タンクの非常落し弁ハンドル（上甲板）

（15）　緊急警報器

（16）　ガス警報器

(17)　高圧部で危険のおそれのある箇所
(18)　露天甲板の通路の両側及び通路にある突起部
(19)　その他の危険な部分及び緊急時に注意を必要とする部分
２　主砲、ランチャーその他装備品のために、危険区域の標識を必要と認める場合には、白色で標記するものとする。

（自衛艦の名称）

第11条　自衛艦の名称は、平がな文字、アルフアベツト文字又はアラビア数字を用いて標記するものとし、その書体、寸法、間隔及び標記位置等については、次の各号に掲げるところによる。

（１）　標記する文字及び数字の書体は、別表第７のとおりとする。
（２）　潜水艦及びエアクッション艇を除く自衛艦に標記する文字及び数字の寸法及び間隔は、別表第８のとおりとする。
（３）　標記する位置の標準並びに潜水艦及びエアクッション艇に標記する文字の寸法及び間隔は、別表第９のとおりとする。
（４）　防げん材、汚水口、吐水口等船体の構造又は形状上前２号の規定により標記することが不適当な場合は、必要最小限度においてその標記位置並びに寸法及び間隔を変更し、又は真にやむを得ない特別の事情がある場合は、名称の標記を省略することができる。

（自衛艦の番号）

第12条　自衛艦の番号は、次の各号に掲げるところにより標記するものとする。

（１）　標記する数字の書体は、別表第７のとおりとする。
（２）　潜水艦を除く自衛艦に標記する数字の寸法及び間隔の標準は、別表第10のとおりとする。
（３）　標記する位置の標準並びに潜水艦に標記する数字の寸法及び間隔は、別表第11のとおりとする。
（４）　いかり、びよう孔、防げん材、汚水孔その他外げん突出物等船体の構造又は形状上前２号の規定により標記することが不適当な場合は、必要最小限度においてその標記位置並びに寸法及び間隔を変更することができる。

（支援船の名称）

第13条　支援船の名称は、平がな文字、アルフアベツト文字又はアラビア数字を用いて標記するものとし、その書体、寸法、間隔及び標記位置等については、次の各号に掲げるところによる。

（１）　標記する文字及び数字の書体は、別表第７のとおりとする。
（２）　標記する文字及び数字の寸法及び間隔の標準は、別表第12のとおりとし、その標記要領は、別表第13のとおりとする。ただし、船体の構造又は形状上この標準により標記することが不適当な場合は、必要最少限度において寸法及び間隔並びに標記位置の変更をすることができる。

（３） 船体の構造又は形状上前号に規定する位置に標記することが困難な場合は、船橋中央部両げん側に、船橋中央部両げん側に標記することが困難な場合は、両げん側後方に標記するものとする。

（搭載艇の名称）

第14条　艦船搭載艇の名称は、平がな文字、アルファベット文字又はアラビア数字を用いて標記するものとし、その書体、寸法、間隔及び標記位置等については、次の各号に掲げるところによる。

（１） 標記する文字及び数字の書体は、別表第７のとおりとする。

（２） 標記する文字及び数字の寸法及び間隔の標準は、別表第14のとおりとし、標記する位置の標準は、別表第13のとおりとする。ただし、小型の搭載艇でこの標準により標記することが不適当な場合は、必要最小限度においてその標記位置並びに寸法及び間隔を変更することができる。

２　艦船搭載艇に標記する艇番号は、２数字を用いるものとする。

（名称及び番号の標記位置等の変更手続）

第15条　自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、海洋業務・対潜支援群司令、海上自衛隊幹部候補生学校長及び海上自衛隊第１術科学校長は、第11条第４号、第12条第４号、第13条第３号及び前条第１項第２号の規定に基づき、艦船等の名称及び番号の標記位置又は寸法若しくは間隔を著しく変更し、又は名称の標記を省略しようとする場合は、事前に海上幕僚長の承認を得なければならない。

（隊群及び隊番号の標識）

第16条　護衛艦隊司令官、練習艦隊司令官及び掃海隊群司令は、隊群の直轄の自衛艦及び隊群の隊の編成に加わる自衛艦に、その隊群及び隊番号を表す標識を施すことができる。

２　隊群及び隊番号を表す標識を施す場合は、次の各号に定めるところによる。

（１）煙突を有する自衛艦（砕氷艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇を除く。）については、煙突頂部の先端から煙突の直径の３分の１の長さの位置の下部に、煙突の全周にわたり白線をもつて表示する。ただし、煙突の全長が直径の２倍に満たない場合は、煙突頂部の先端から煙突の全長の６分の１の長さの位置の下部とする。

（２）煙突を有する自衛艦（砕氷艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇に限る。）については、煙突頂部の黒色に塗粧した部分の下部に、煙突の全周にわたり白線をもつて表示する。

（３）煙突を有しない自衛艦及び煙突に前２号に規定する標識を施すことが不適当な自衛艦については、甲板より上部の最も見えやすい位置に、白、黒、黄又は赤の色をもつて表示する。

３　前項の標識の標記位置、寸法、間隔及び標記要領等の細部については、それぞれ、護衛艦隊司令官、練習艦隊司令官又は掃海隊司令が定める。

（離着艦のための標識）

第17条　回転翼航空機が離着艦する自衛艦に対する離着陸のための標識は、別表第15を標準として標記するものとする。

（喫水標）

第18条　喫水標は、訓令第11条第１項の規定によるほか、次の各号に掲げるところにより標記するものとする。

（１）　喫水標は、基礎線が、前部垂線、後部垂線及び船体中央と交わる点から測つた喫水を、1,000ミリメートル単位のアラビア数字の下端において示すものとする。

（２）　前号のアラビア数字は、垂直の高さを100ミリメートル、それぞれ数字の下端の垂直の間隔を200ミリメートルとする。

（３）　標記する数位は、小数点以下第１位までとし、小数点以下第１位の数字が零の場合のほかは、１位の数字を省略するものとする。

（４）　標記範囲は、消費状態における喫水線付近の高さから艦船の大小に応じ満載喫水線上約200ミリメートルないし600ミリメートルの間までとする。

（５）　前部垂線及び後部垂線上に標記すべき喫水標のうち、前部垂線又は後部垂線と船首材又は船尾材と交わる点以下のものについては、それぞれ船首材又は船尾材にそつて標記するものとする。

２　かじ、プロペラ、探信儀及び整流覆等が、基礎線から下に垂下するときは、前項の喫水標のほか、その付近の両げん側に、かじ、プロペラ、探信儀及び整流覆等の下端から測つた喫水を、前項の規定に準じて標記するものとする。

（喫水標を船体中央部に標記する艦船の種類及び標記方法）

第19条　訓令第11条第２項の規定に基づき、海上幕僚長の指定する艦船は、長さ20メートル以上の自衛艦並びに支援船のうち、水船、油船及び運貨船とする。

２　前項に規定する自衛艦及び支援船には、前条の規定により、両げん側の船体中央部に喫水標を標記するものとする。

（満載喫水線標）

第20条　載貨重量150トン以上又は長さ30メートル以上の水船、油船及び運貨船には、満載喫水線標を標記するものとし、その標記位置及び標記要領は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

（１）　標記位置は、両げん側の船体中央部とする。

（２）　標記要領は、別表第16のとおりとする。

（最大搭載人員数の標記）

第21条　交通船には、最大搭載人員数を船内の見えやすい場所に、適宜の色で標記するものとする。

附　則

１　この達は、昭和44年10月17日から施行する。

２　艦船等の塗粧及び着標に関する達（昭和32年海上自衛隊達第52号）は、廃止する。

３　げん灯台隔板の内側の塗色、諸管系の識別色帯、諸装置の標識塗色及び交通船の最大

搭載人員数の標記については、改正後の第４条、第９条、第10条及び第21条の規定にかかわらず昭和45年１月16日までの間、船体内部の壁面、甲板及び天井の塗色並びに船体内部のすそ塗については、改正後の第５条及び第６条の規定にかかわらず昭和48年10月16日までの間、種別又は船型に番号を付して名称とする自衛艦の名称及び番号の標記については、改正後の第11条及び第12条の規定にかかわらず昭和45年５月31日までの間及びこの達の施行の日において艦船に搭載されている機械、機器、家具及び武器等の塗色については、改正後の第７条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

４　この達の施行の日において、艦船等の名称並びに番号の文字及び数字の標記位置並びに寸法及び間隔が、第11条第２号及び第３号、第12条第２号及び第３号、第13条第２号及び第３号並びに第14条第１項第２号の規定と異なつた標記をしている場合は、第15条の規定に基づき海上幕僚長の承認があつたものとみなす。

附　則〔第１次改正による附則〕

この達は、昭和53年１月25日から施行し、昭和52年７月15日から適用する。

附　則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和53年７月１日から施行する。

附　則〔第２次改正による附則〕

この達は、昭和54年４月18日から施行する

附　則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年３月17日から施行する

附　則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年２月10日から施行する。

附　則〔第３次改正による附則〕

この達は、昭和57年８月10日から施行する。

附　則〔第４次改正による附則〕

この達は、昭和61年３月19日から施行する。

附　則〔第５次改正による附則〕

この達は、平成元年３月24日から施行する。

附　則〔第６次改正による附則〕

この達は、平成２年４月24日から施行する。

附　則〔第７次改正による附則〕

この達は、平成４年11月19日から施行する。

附　則〔第８次改正による附則〕

この達は、平成８年６月19日から施行する。

附　則〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年３月９日から施行する。ただし、掃海隊群、掃海隊群司令部幕僚長及び掃海業務支援隊に係る部分は、同月13日から施行する。

附　則〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は平成16年４月８日から施行する。

附　則〔第９次改正による附則〕

１　この達は、平成２１年３月１８日から施行する。

２　この達の施行日において、塗粧替え未了のものについては、塗粧替え終了までの間、なお従前の例による。

附　則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

別表第１（第２条関係）

艦船等に使用する塗料の色相、明度及び彩度

番号	名　　称	色 番 号	基　　準　　値	備考
1	明灰色	2703	Ｎ６	
2	灰　色	2704	Ｎ５	
3	暗灰色	2705	Ｎ４	
4	白　色	2802	Ｎ９	
5	淡黄色(1)	2301	10ＹＲ　９／１	
6	淡黄色(2)	2302	２．５Ｙ　９／３	
7	暗青色	2408	５ＢＧ　５．５／１	
8	淡青色(1)	2501	５ＢＧ　８．５／２	
9	淡青色(2)	2404	７．５ＢＧ　７／１．５	
10	淡緑色	2402	10ＧＹ　８／１．５	
11	黒　色	2811	Ｎ２	
12	銀　色	2901	Ｎ６．５（銀色）	
13	赤　色	2101	７．５Ｒ　５／13	
14	青　色	2506	２．５ＰＢ　５．５／４．５	
15	緑　色	2411	２．５Ｇ　４．５／５	
16	黄　色	2307	２．５Ｙ　８／12	
17	茶　色	2601	７．５ＹＲ　５／６	
18	赤橙色	2206	10Ｒ　５／14．５	

注：つやは「半つや」とする。ただし、電池室の壁及び天井は「つや有り」の耐酸塗料、潜水艦の船体外部は「つや無し」とし、特務艇、支援船及び艦船の搭載艇については指定しない。

別表第２　削除

別表第３　削除

別表第４（第５条関係）

居住、休養区画、事務区画、作業区画、衛生区画及びその他の区画の範囲並びに壁画の塗色

区画	範　　囲	壁 面 の 塗 色
居住・休養区画	司令（官）室及び公室、艦（艇）長室、士官室、先任海曹室、士官寝室、食堂、艦長休憩室等	淡黄色(1)（潜水艦にあつては淡緑色）
	科員居住区	白色（潜水艦にあつては淡緑色）
	病　室	淡黄色(2)
事務区画	各事務室、酒保等	淡黄色(2)
作業区画	機械室、ボイラ室、揚びよう機室、補機室、発電機室、電動機室、制御盤室、かじ取機室、同管制室、冷凍（冷房）機室、冷却機室、空気調整室、通風機室、煙（風）路室、洗濯室、乾燥室、工作室、電池室、ポンプ室等	白　色
	操縦室	淡青色(1)
	艦橋、電信室、ジヤイロ室（以下潜水艦を除く。）、暗号室、レーダー室、ＥＴ室、射撃管制室、動力室、ソーナー機械（機器）室、海図室、気（海）象室、無線電話機室、測定儀室、ＩＣ室、アスロツク管制室、ボフオース管制室等	淡青色(1)
	ＣＩＣ、作戦室、ソーナー室（潜水艦を除く。）、対潜指揮室等	暗青色
	艦橋（潜水艦に限る。）	黒　色
	発令所、電信室、ソーナー室、ソーナー機器室及び前部発射管室（潜水艦に限る。）	淡緑色
	ジヤイロ室、後部発射管室等（潜水艦に限る。）	白　色
	調理室、食器室、配食室、食器洗浄室	白　色
衛生区画	浴室、便所、洗面所、脱衣所、洗身室等	白　色
	医務室	淡青色(1)
その他の区画	諸倉庫、弾火薬庫、機雷（爆雷）庫、給弾室、揚弾薬室、砲側弾薬格納所、ヘリコプター格納庫、砲塔、消音器室、軸室、通路及び廊室（上甲板以上を除く。）等	白色。ただし、漏光防止を必要とする通路等にあつては黒色
	上甲板以上の通路及び廊室	淡青色(1)
注：壁面に加工する場合の当該壁面の塗色は、この表に定める色によらないことができる。		

別表第５（第７条関係）

機械類等の塗色

番号	区　　分	塗　　色	備　　考
1	機械類（主機、補機、発電機、電動機及びこれらの台）推力及び中間軸受、気蓄器等	淡　青　色(1)	(1) 機器（ゲージ類の部分を除く。）については、使用目的又は機能上この塗色により難い場合は他の色によることができる。 (2) 家具類等のうち市販品を使用する場合は、なるべく淡青色(2)又は淡青色と類似の色とする。また、食卓、机等であつて、上面を加工する場合は適宜の色とする。 (3) ゲージ類の材料が、銅系材料及びクロームメツキの場合は「つや消し」とする。 (4) 給食に使用する機器及び医療用機器はなるべく白色（ ステンレス部は「つや消し」）とする。
2	ボイラ、温水缶等	銀色	
3	機器、武器及び家具類等	淡　青　色(2)	
4	機器のゲージ類	暗青色	

別表第６（第９条関係）

諸 管 系 の 識 別 色 帯

区　　分	識別色帯
蒸　　気　　管	緑色１本
蒸　　気　　排　　気　　管	緑色２本間隔黄色
真　　水　　管	青色１本
海　　水　　管	青色２本間隔赤色
通　　風　　管	黄色１本
空気抜管（測そう管、溢出管を含む。）	黄色２本
圧　　縮　　空　　気　　管	黄色３本（潜水艦は１本）
伝　　声　　管	黄色４本
重油管（燈油、ガソリン、ＪＰ―５を含む。）	茶色１本
潤滑油管（管制用油を含む。）	茶色２本
ビ　ル　ジ　管　（ 排 便 管 ）	黒色１本
消　　火　　管	赤色１本
注　　排　　水　　管	赤色２本
ド　レ　ン　管　（　蒸　気　）	緑色３本
ド レ ン 管 （ 汚 水 、 汚 油 ）	黒色２本
油　　圧　　管	茶色３本(潜水艦は１本)
酸　　素　　ガ　　ス　　管	黒色３本間隔黄色
炭　　酸　　ガ　　ス　　管	緑色３本間隔赤色
ヘ　リ　ウ　ム　ガ　ス　管	灰色、白色各１本
Ｒ―12管（Ｒ―22を含む。）	灰色１本
窒　　素　　ガ　　ス　　管	灰色２本
プ　ロ　パ　ン　ガ　ス　管	灰色３本

別表第７（第11条、第12条、第13条、第14条関係）

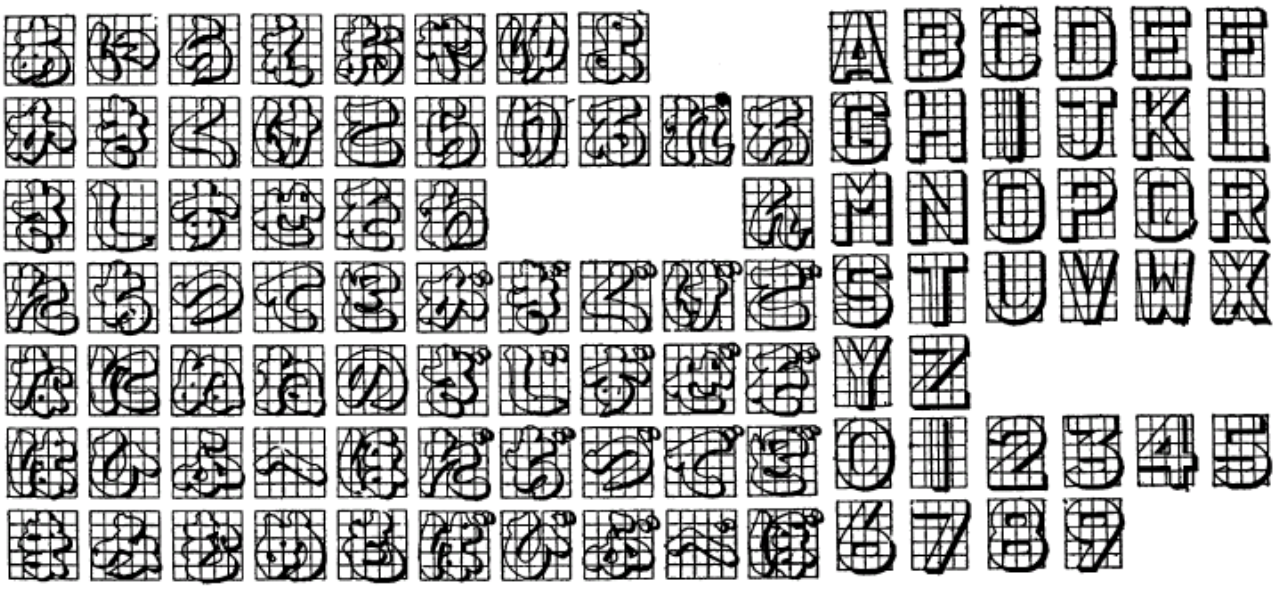

注１　艦船名は、その均衡上、その一部の文字を多少拡大又は縮少することにより、調整することができる。

２　文字の「かすれ」は、原画を標準として、多少の相違は、差し支えない。

３　標記する文字及び数字には、黒色又は灰色で陰影をつける。ただし、自衛艦（潜水艦、エアクッション艇、練習潜水艦、砕氷艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇を除く。）に標記する文字及び数字には、陰影をつけない。

別表第８（第11条関係）

自衛艦（潜水艦及びエアクッション艇を除く。）の名称文字の寸法及び間隔の標準

区　　分		寸　　法	間　　隔
自衛艦の全長	字数	（ミリメートル）	（ミリメートル）
180メートル以上	2	700	1000
	3		700
	4		650
	5		650
140メートル以上 180メートル未満	2	600	900
	3		650
	4		600
	5		550
120メートル以上 140メートル未満	2	500	900
	3		600
	4		600
	5		500
	2	500	800

100メートル以上 120メートル未満	3 4 5		500 500 450
80メートル以上 100メートル未満	2 3 4 5	500	800 500 500 400
60メートル以上 80メートル未満	2 3 4 5 6	450	600 300 300 300 250
50メートル以上 60メートル未満	2 3 4 5 6	400	550 300 300 300 250
40メートル以上 50メートル未満	2 3 4 5 6	300	500 300 250 250 200
30メートル以上 40メートル未満	2 3 4 5 6	250	450 250 250 250 200
20メートル以上 30メートル未満	2 3 4 5 6	200	400 200 200 200 200
20メートル未満	2 3 4 5	200	350 200 200 150

	6		150

注１　寸法は、高さを示す。
　２　よう音及び促音文字は、直音文字の2/3の寸法とする。
　３　間隔は、直前の文字（数字）の右端から直後の文字（数字）の左端までの距離とする。

別表第９（第11条関係）

自衛艦の名称標記位置の標準

１　自衛艦（潜水艦及びエアクッション艇を除く。）

船尾最後面に標記する名称

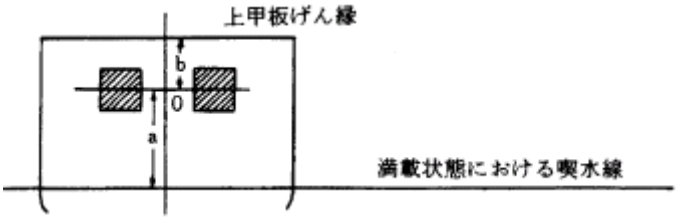

注：１　喫水線に平行に標記する。
　２　ｂ／ａは、１／２とする。
　３　標記する文字の数が奇数の場合は、中央の文字の中心が、偶数の場合は中央の２字の間隔の中心が、それぞれ０点に合致するように標記する。

２　潜水艦

艦尾側面上部（両げん）に標記する。

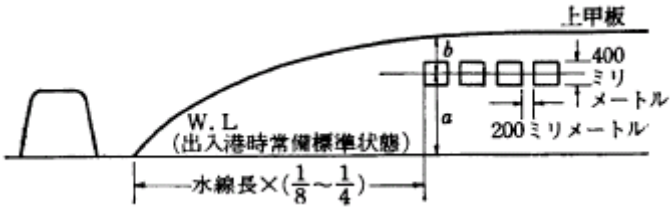

注：１　喫水線に、平行に標記する。
　２　標記位置は、主機排気口の位置等を勘案し、艦型ごとに上記寸法の範囲内で定めるものとする。
　３　$\frac{b}{a}$は$\frac{1}{5}$とする。
　４　よう音及び促音文字は、直音文字の２／３の寸法とする。

３　エアクッション艇

艇尾最後面に表記する名称

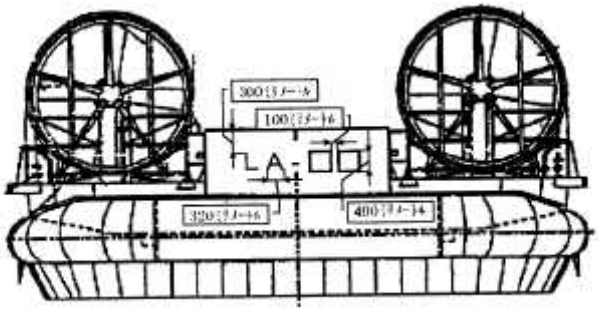

別表第10（第12条関係）

自衛艦（潜水艦を除く。）に標記する番号の寸法及び間隔の標準

区 分（全長）	寸 法	間 隔	備考
	（ミリメートル）	（ミリメートル）	
120メートル以上	2,000	800	
100メートル以上 120メートル未満	1,800	720	
80メートル以上 100メートル未満	1,600	640	
60メートル以上 80メートル未満	1,400	560	
50メートル以上 60メートル未満	1,200	480	
40メートル以上 50メートル未満	1,000	400	
30メートル以上 40メートル未満	800	320	
20メートル以上 30メートル未満	600	240	
20メートル未満	500	200	

注１　寸法は、高さを示す。

　２　間隔は、直前の数字の右端から直後の数字の左端までの距離とする。

別表第11（第12条関係）

自衛艦の番号の標記位置の標準

１　自衛艦（潜水艦及びエアクッション艇を除く。）

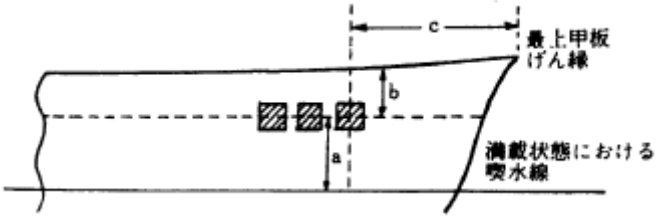

注：１　喫水線に平行に標記する。

２　ｂ／ａは、２／３とする。

３　ｃは、全長の７／100とする。

２　潜水艦

(1) セールプレーンのない場合

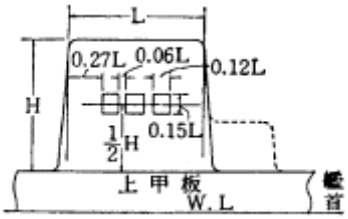

(2) セールプレーンのある場合

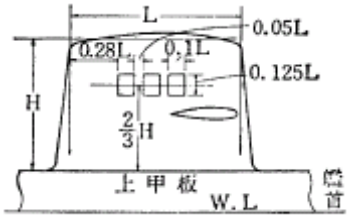

３ 練習潜水艦

(1) セールプレーンのない場合

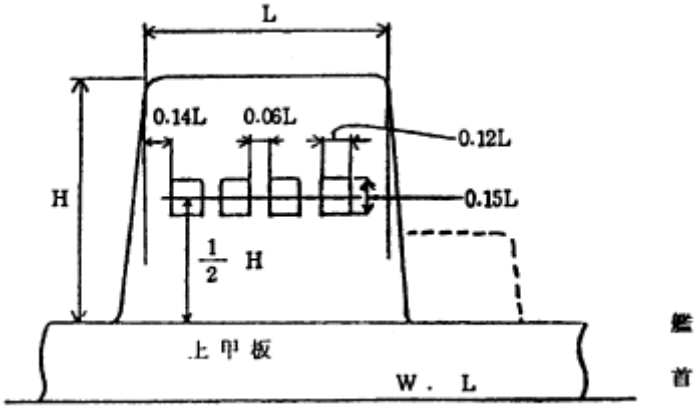

(2) セールプレーンのある場合

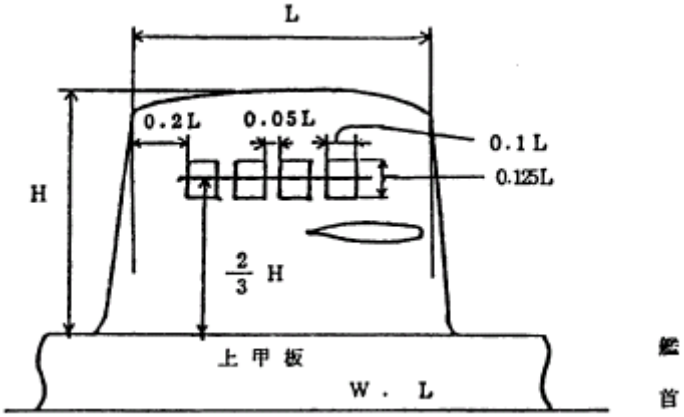

４　エアクッション艇

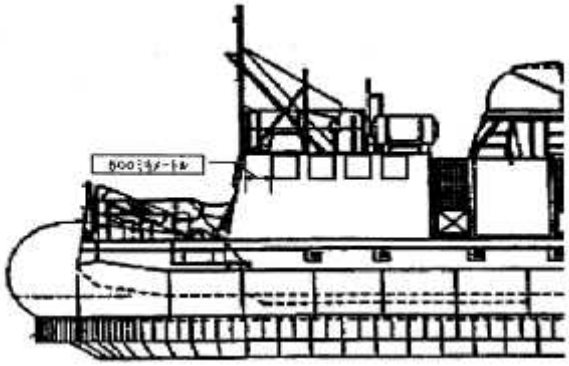

注：上部構造物の上縁に合わせて標記する。

別表第12（第13条関係）

支援船の名称文字（数字）の寸法及び間隔の標準

区　　分 （全　　長）	寸法 〔ミリメートル〕	間隔（ミリメートル）			備　考
		文字と文字	文字と数字	数字と数字	
40メートル以上	500	125	250	125	
30メートル以上 40メートル未満	400	100	200	100	
20メートル以上 30メートル未満	300	75	150	75	
10メートル以上 20メートル未満	250	65	125	65	
７メートル以上 10メートル未満	200	50	100	50	
７メートル未満	150	40	75	40	

注１　寸法は、高さを示す。

２　よう音及び促音文字は、直音文字の2/3の寸法とする。

３　間隔は、直前の文字（数字）の右端から直後の文字（数字）の左端までの距離とする。

別表第13（第13条、第14条関係）

支援船及び搭載艇の名称標記位置の標準

１　支援船

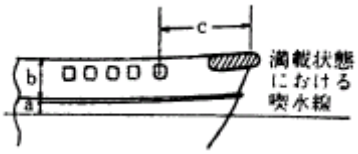

注１　船体外板上縁に平行に標記する。

２　ｂ／ａは１／４とする。ただし、練習船及び第４種船は２／３とする。

３　Ｃは、全長の７／100とする。

２　搭載艇

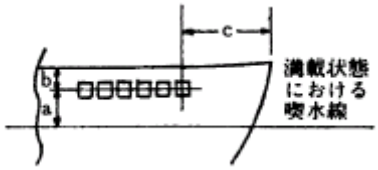

注１　喫水線に平行に標記する。

２　ｂ／ａは、２／３とする。

３　Ｃは、全長の７／100とする。

別表第14（第14条関係）

搭載艇の名称文字（数字）の寸法及び間隔の標準

区　　分 （全　　長）	寸法 〔ミリメートル〕	間隔（ミリメートル）			備　考
		名称の文字と文字	名称と数字	数字と数字	
５メートル以上	150	40	75	40	
５メートル未満	120	30	60	30	

注１　寸法は、高さを示す。

２　よう音及び促音文字は、直音文字の2/3の寸法とする。

３　間隔は、直前の文字（数字）の右端から直後の文字（数字）の左端までの距離とする。

別表第15（第17条関係）

離着艦の標識

１　回転翼航空機用

(1) 第1種(全通甲板用)

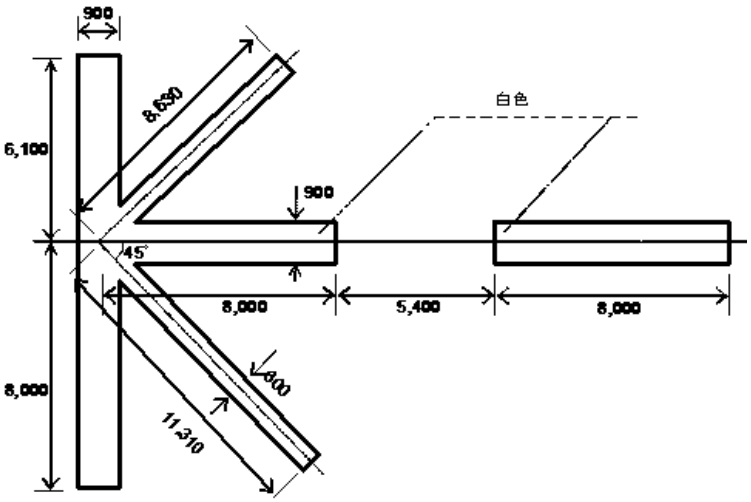

注１　白色　修正マンセル記号　Ｎ９　半つや

２　寸法及び度数は標準を示す。寸法の単位は、ミリメートル

３　上部構造物に対し、艦首尾線を示す標識を付すことができる。

４　飛行甲板に自衛艦番号の末尾２数字を標記することができる。

(2) 第２種（一般用）

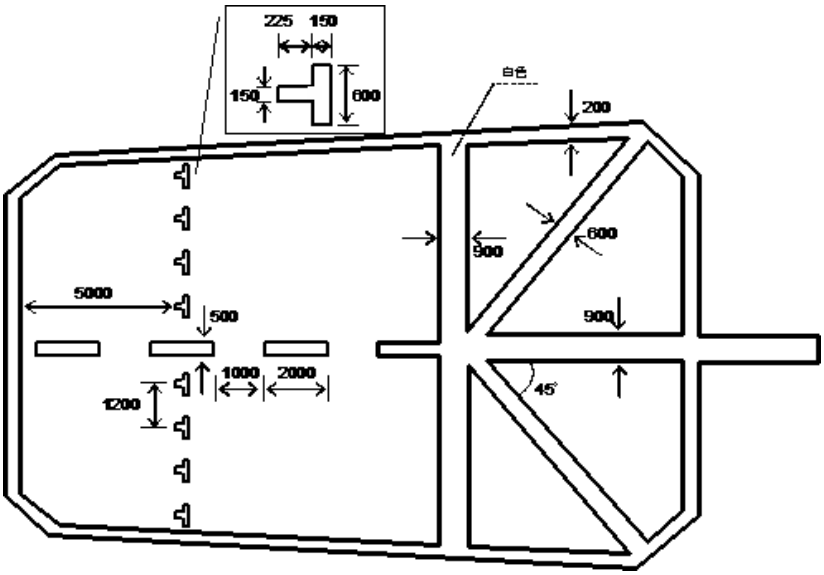

注1　白色　修正マンセル記号　Ｎ９　半つや

２　寸法及び度数は標準を示す。寸法の単位は、ミリメートル

３　上部構造物に対し、艦首尾線を示す標識を付すことができる。

４　飛行甲板に自衛艦番号の末尾２数字を標記することができる。

２　削除

別表第16

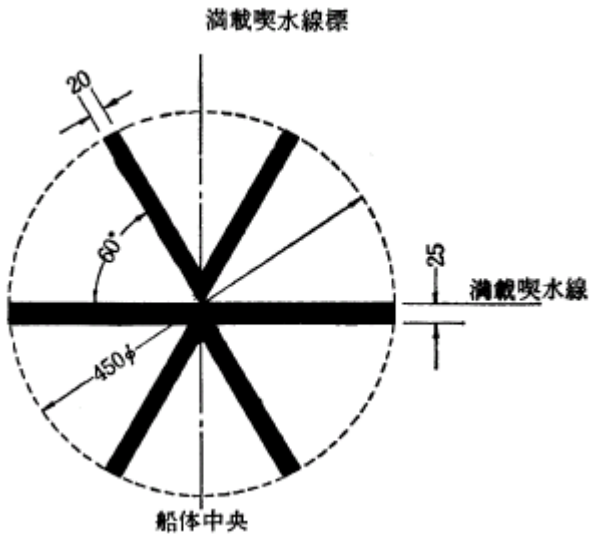

注　1　標記は、白色（マンセル修正記号11＝９）とする。

　　2　　は、塗色部分を示す。

　　3　単位は、ミリメートル